

知っていますか？ 消防団協力事業所表示制度



消防団協力事業所になるためには？（次のいずれか）

- ◇従業員が宇都宮市消防団員として3名以上入団している。
- ◇従業員の消防団活動について、積極的に配慮。
（勤務時間中の出勤を認め、賃金を削除しないなど）
- ◇災害時における消防団への資器材等の提供など、宇都宮市と協定等を締結している。



消防団員になるためには？

- 宇都宮市内に居住していること
- 18歳以上であること
- 心身ともに健康であること

男性・女性ともに募集しています！



入団後の主な活動・待遇は？

- ・ 平常時 火災予防活動、警備警戒活動、各種訓練、消防団PR活動などを行っております。
- ・ 災害時 火災防ぎょ活動、水防活動、避難誘導活動などを行っております。
- ・ 待遇 消防団員は、宇都宮市の非常勤特別職の地方公務員となり、宇都宮市から年額報酬（年数万円）や災害活動や訓練に対しての手当て（1回数千円）などが支給されます。また、公務災害補償・共済制度・退職報償金や被服の貸与、表彰制度などがあります。

消防団に関するお問い合わせは
宇都宮市消防局 総務課 消防団グループ
電話 028-625-5504 まで

宇都宮市消防団 HP
QRコード



このチラシは再生紙を
使用しています。